

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私がB社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、B社がA社に合併された時期で、継続して勤務していた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、同僚二人から提出された給与明細書から判断すると、当該同僚は申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚が、年金記録確認C地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がA社に照会したところ、同社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等

の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月3日から同年5月1日まで
私は、昭和40年からA社に勤務し、49年から同社の100%子会社であるB社（後に、C社）のD業務に携わり、そのまま移籍した。

B社の総務事務は、同社設立以降もしばらくの間、A社が担当しており、給料も変わらなかったため、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたと思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時のA社の総務事務担当者の証言から、申立人が申立期間において同社及びB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和49年頃からB社のD業務に携わり、同社の設立後、そのまま同社に移籍した旨を述べているところ、同僚も同様の供述をしていることから、申立人の申立期間における業務内容はその直前の期間の業務内容と同じであったことがうかがえる。

さらに、同僚は、申立期間においてはB社では給与計算等の事務はやっておらず、親会社のA社で行っていたと思う旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和50年4月3日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和59年1月21日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から59年4月1日まで

私は、昭和57年2月1日から59年9月20日まで、A社で正社員として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年1月21日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と供述している。

さらに、上記の複数の同僚について、雇用保険の記録及びオンライン記録からそれぞれの資格取得日を調査したところ、いずれも一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月 1 日から 59 年 1 月 21 日までの期間について、上記同僚からも申立人が当該期間に A 社に勤務していたことをうかがえる証言は得られない。

また、A 社は既に解散しており、元事業主及び元取締役も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から11年10月1日までの期間及び13年10月1日から16年5月1日までの期間の標準報酬月額を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年7月10日及び同年12月10日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から11年10月1日まで
② 平成13年10月1日から16年5月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与支払明細書で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額と比べて低く記録されている。

また、申立期間③及び④の賞与支払明細書により、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③及び④の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成3年6月から5年10月まで、同年12月から7年3月まで、同年5月から9年8月まで、同年10月から11年9月までに係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、また、申立人の給与支払明細書が無い5年11月、7年4月及び9年9月に係る標準報酬月額については、その前後の給与支払明細書により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及びA社が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成3年6月1日から11年10月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、上記給与支払明細書及び賃金台帳において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年5月については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間③及び④に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成3年6月から同年8月まで	17万円
平成3年9月	18万円
平成3年10月から4年9月まで	16万円
平成4年10月から6年10月まで	19万円
平成6年11月から9年12月まで	20万円
平成10年1月から同年9月まで	19万円
平成10年10月から11年9月まで	20万円
平成13年10月から15年3月まで	22万円
平成15年4月	24万円
平成15年5月から16年4月まで	22万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成15年7月10日	34万円
平成15年12月10日	42万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月から13年9月まで

私は、平成11年3月から13年9月まで入所していた施設で、国民年金保険料の免除制度について説明を受けたので、出所後、A社会保険事務所(当時)で在所期間の保険料免除の申請を行ったことを憶^{おぼ}えている。

私は、申立期間の在所証明書を所持しているにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、施設を出所後、申立期間の国民年金保険料免除の申請を行ったと述べているが、i) 申立人が当該申請を行ったとするA社会保険事務所は、申立人が出所後に居住していた住所を管轄していないこと、ii) 申立人の出所当時、制度上、遡及して当該申請を行うことはできなかったこと、iii) 申立人は、当該申請後、免除承認通知書又は却下通知書を受け取った記憶が無いことから、申立期間当時の当該申請の状況が不明である。

また、申立人は、施設を出所した平成13年9月頃に、申立期間の国民年金保険料免除の申請を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人の厚生年金保険記号番号を基に20年10月30日に付番されており、同付番日時点までは、当該期間は国民年金の加入手続がなされていない期間であり、制度上、保険料免除の申請を行うことができない期間である上、申立人に別の基礎年金番号が付番されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7237

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 60 年 1 月に町役場で国民年金の加入手続を行い、その際、顔見知りの男性職員から「昭和 59 年 4 月からの国民年金保険料を納付することができる。」と説明されたが、60 年 1 月分からの保険料の納付を開始した。

申立期間の国民年金保険料については、月額 5,800 円ぐらいの保険料を自宅に送付されてきた納付書により、定期的に金融機関の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 1 月に町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、61 年 1 月ないし同年 2 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和 61 年 10 月 7 日に社会保険事務所（当時）において、過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書により当該期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料については、定期的に金融機関の窓口で納付しており、遡って納付した記憶は無いと述べている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 13 日から 42 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A社B工場、C社D工場及びE社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が、昭和 42 年 6 月 23 日に支給された記録になっている。

しかし、A社B工場及びC社D工場に係る脱退手当金は、昭和 40 年 4 月頃手続をして同年 6 月に受給したが、E社に係る脱退手当金は受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場（厚生年金保険被保険者期間 46 月）及びC社D工場（同期間 34 月）に係る脱退手当金は受給したが、申立期間であるE社（同期間 24 月）の脱退手当金は受給していないと主張しているが、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人の脱退手当金も、E社を含む支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間（104 月）を基礎として計算され、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が受給を認めている受給額（28,961 円）と一致するなど、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間であるE社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 6 月まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）に正社員として勤務していたが、オンライン記録によると、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に正社員として勤務していたと述べている。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社はB社に合併し解散したと記載されており、同社に照会したものの、「申立期間の資料は引き継いでいないため、申立人の在籍期間を確認することはできない。」と回答している。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）でC業務をしていた。事業主、同僚の名前も記憶しており、退職後は失業保険をもらった記憶もあるが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、厚生年金保険については任意加入であった旨回答しているところ、申立人と同様に雇用保険の記録はあるが厚生年金保険の記録が無い者や、勤務が継続しているにもかかわらず厚生年金保険の資格取得後数箇月して資格を喪失している者が複数名確認できる上、そのうち複数の者が厚生年金保険の加入を希望しなかった旨を述べている。

また、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から30年8月1日まで

私は、A社B所に臨時従業員として入社し坑外で勤務した後、昭和27年4月頃から父と共に坑内でC職に従事していたが、厚生年金保険の記録では申立期間が第一種被保険者となっている。

調査の上、申立期間を第三種被保険者（坑内員）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所に勤務していた複数の同僚からは、申立人が申立期間において坑内で業務に従事していたことをうかがえる供述は得られない。

また、申立人が自身と同じ頃に坑内業務に変更になったと記憶する同僚は、申立人と同じ昭和30年8月1日に第三種被保険者となっている。

さらに、坑内業務は一般に坑外業務と比較して報酬が高額であるところ、申立人とほぼ同時期に資格取得している同年代の者と申立人について、申立期間の標準報酬等級の推移を見ると、申立人の申立期間の標準報酬等級は第三種被保険者の標準報酬等級より低く第一種被保険者の標準報酬等級とおおむね同等であることが確認できる。

加えて、申立人に係るA社B所健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、昭和30年8月1日に第一種被保険者から第三種被保険者に変更になったことを示す「30.8.1内へ」と記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、備考欄に「30.8.1種別変更」、坑内夫該否の欄には同日に「第三種」と記されており、被保険者種別の変更時期はオンライン記録と一致している。

また、A社B所は、昭和44年5月26日に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっており、申立期間における事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。